八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　三上幸寿
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,300
定価　1部5円

促進連盟結成さる

関西本線の復線電化

沿線37市町村が加盟

国鉄関西本線の湊町―名古屋間の復線電化の早期実現へ沿線の市長村が一体となり、強力かつ根強い運動を行うため、このたび沿線の三十七市町村が加盟して「関西本線復線電化促進連盟」が結成され八尾市長は副会長に選ばれた。

結成総会は、去る二月二十一日新大阪ホテルで開催され、新役員を選出したあと、運動方針、昭和三十三年度予算などが決められました。

ご存知のとおりこの関西本線の電化問題については当市発足当時からの念願であり、昭和二十三年十月に湊町―王寺間の沿線市町村が、「関西線電化促進期成同盟」を結成し、当市の市長が会長となり運動を続け、さらに昭和二十五年九月には王寺以西と以東の同盟会が統一されるなど早くから各方面で復線電化の運動が起されてきましたが、最近の沿線の進展が目覚しくこれに伴って通勤人口、貨物輸送量とも急激にぼう張し、関西本線の整備増強の早期実現を望む沿線各地の声が大きくなってきました。

そこでこのたび大阪市が中心となり奈良市、木津町、四日市市、名古屋市などの沿線各府県の代表市と当市が発起人となって沿線三十七市町村に呼びかけた所、全市町村がこれに賛同し、関西本線の復線電化の実現のために強力な運動が中央に対し行なわれることとなり、結成総会が開かれたわけです。総会では、中井大阪市長の発起人代表あいさつの後、当市の脇田市長が今日までの経過につき報告があり、議事に入って名称の決定、連盟の要綱、新役員、運動方法、昭和三十三年度予算及び陳情書などが決められました。

結成総会で選出された新役員はつぎのとおりです。

会長　大阪市　副会長　名古屋市　四日市市、木津町、奈良市、八尾市　理事　弥富町、桑名市、亀山市、上野市　加茂町、大和郡山市、王寺町、柏原町　監事　鈴鹿市、撰鳥町

人権擁護相談

ところ　八尾市役所
とき　三月十九日（二時―四時）

人権を犯されてお困りになっておられる方はご相談において下さい。

相談内容の秘密は固く守ります。

運転許可証の検査

市内に居住されている方の第一種原動機付自転車運転許可証の定期検査事務は、四月一日から八尾警察署で行われることになりました。八尾警察署で行う検査は、有効期間満了の五日まえまでに申請される方で、必ず本人がつぎの携帯品を持って申請して下さい。

▽六ケ月以内に写した写真（脱帽正面上半身ライカ判）二枚
▽住民登録証
▽現在もっている許可証
▽印鑑

なお、有効期間満了前五日以内の申請については交通二課（府庁内）でなければ受付しませんので、ご注意下さい。

告示第二号の二

職員之証の無効公告

左記の本市発行の職員之証は昭和三十三年一月十七日以後無効とする。

昭和二十三年一月十七日
八尾市長　脇田幾松

一、職員之証　第一三三号
昭和三十年十二月一日発行

八尾市の人口

総人口	111,199
男	54,788
女	56,411
世帯数	24,476
面積（平方粁）	41.05

2月1日現在

告示第八号

地方自治法第一〇一条、第一〇二条の規定に基き、本市議会定例会を左記により招集する。

昭和三十三年三月三日

八尾市長　脇田幾松

記

一、日時　昭和三十三年三月十日（月）午前十時
二、場所　市庁舎議事堂
三、提出案件（予定）

1、昭和三十二年度義務教育施設整備事業費起債専決処分承認の件
2、昭和三十二年度庁舎建設事業費起債専決処分承認の件
3、昭和三十二年度消防施設整備事業費起債専決処分承認の件
4、昭和三十二年度上水道事業費起債専決処分承認の件
5、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正の件
6、八尾市幼稚園条例中一部改正の件
7、八尾市消防団条例中一部改正の件
8、八尾市立病院条例中一部改正の件
9、合併地区にかかる昭和三十三年度固定資産税の課税標準額の特例に関する条例制定の件
10、昭和三十二年度八尾市一般会計第四回歳入歳出追加更正予算の件
11、昭和三十二年度八尾市特別会計病院事業費第二回歳入歳出追加更正予算の件
12、昭和三十二年度八尾市特別会計国民健康保険第二回歳入歳出追加更正予算の件
13、昭和三十二年度八尾市特別会計上水道事業費第三回歳入歳出追加更正予算の件
14、昭和三十三年度八尾市一般会計歳入歳出予算の件
15、昭和三十三年度八尾市特別会計病院事業費歳入歳出予算の件
16、昭和三十三年度八尾市特別会計国民健康保険歳入歳出予算の件
17、昭和三十三年度八尾市特別会計競輪事業費歳入歳出予算の件
18、昭和三十三年度八尾市特別会計国民健康保険歳入歳出予算の件
19、昭和三十三年度八尾市特別会計上水道事業費歳入歳出予算の件
20、昭和三十三年度八尾市一般会計借入金に関する件
21、昭和三十三年度八尾市特別会計病院事業費一時借入金に関する件
22、昭和三十三年度八尾市特別会計国民健康保険費一時借入金に関する件
23、昭和三十三年度八尾市特別会計競輪事業費一時借入金に関する件
24、昭和三十三年八尾市特別会計中小企業融資事業費一時借入金に関する件
25、八尾市人権擁護委員推薦の件

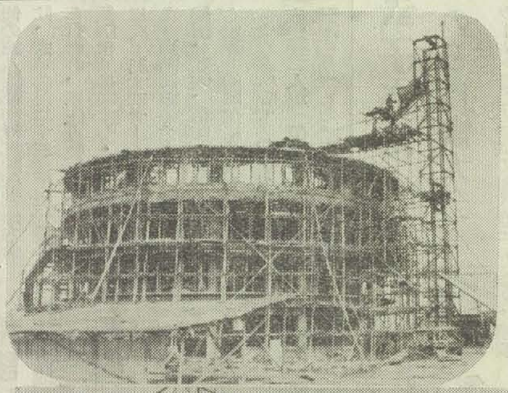

（写真説明）二階のコンクリート流しまで工事が進んだ久宝寺小改築工事（上）と外部工事が殆ど終った曙川中学校校舎

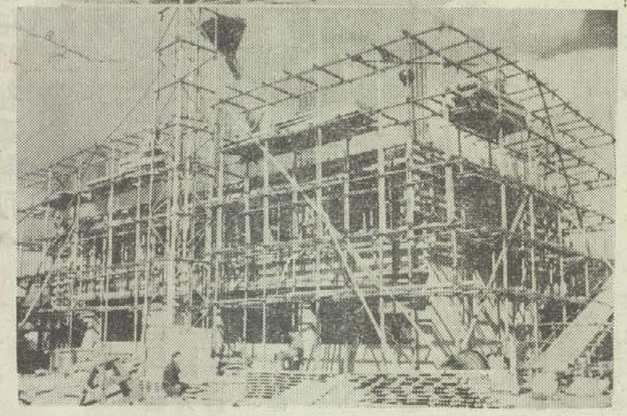

学校建設進む

新学期をひかえ、曙川中学校、久宝寺小学校の建築工事が進められています。

曙川中学校は、南山本小学校の南側に建てられ、鉄筋コンクリート円型三階建十八教室の外部工事は殆ど終り、完工予定の四月三十日までに工事が終るよう急がれています。

久宝寺小学校は、老朽校舎の建直しとして、昨年十月から旧校舎（校門から西側一棟）をとりこわし、同じ場所に鉄筋コンクリート三階建六教室（延二百坪）が建築中で、この工事は五月十五日が完工予定日になっています。

保育児募集

市内にある西都、亀井、西郷、隣保館及び志紀の各保育所では、四月期の入所児童を募集しています。保育所ではいろいろな家庭の事情で、子供の保育が十分にできない家庭の子供を預り、保母が親代りとして年間給食も行い、一日約八時間保育を行っています。

お子様の養育にお困りの方は、近くの保育所または福祉事務所でご相談の上、なるべく早く入所の手続をして下さい。

相談室のご用は広報課まで

市役所の玄関左側にある〝市民相談室〟は今月一日から二十日までの間、固定資産課税台帳の縦覧場として使用しています。従つてこの間の市政に対するいろいろな要望事項や電話の利用など、市民相談室で取扱つていた事務は広報課で行います。

声

（問）固定資産税の徴収にあたつては、所有者（名義）の別を明確にして実施していただきたい。他人名義となるはずの固定資産に対する税の督促をうけ迷惑することがある。

（八尾第二地区）

（答）固定資産税を所有者以外の方に課税することは次の三つの場合があります。

❶売買などの所有権移転登記は完全に済んでいるが、渋滞局（登記所）から市への異動通知がもれた場合。

❷農地法による売買が内定し、譲受人が現実に使つていながら登記手続きが遅れている場合。

❸税務課員の手落ちによるもの（異動手入の誤り、令書の書き誤り、同性同名の配布誤り）

これらいずれの場合でも誤つて督促を受けることは市民の皆様には迷惑なことですので、つぎの様な方法で極力その防止に努めています。

❶の場合、毎年夏季に登記所台帳と照合していますが、多大な量ですから一部地区ずつに分け毎年行つています❷の場合税法に基づいて台帳課税主義をとつているため、台帳上の所有者に課税されます。市では早期登記を要望し、また、買収の決定したものに対しては納税者の異議申立てによつて訂正します。

❸の場合十分注意していますが多数の中のことで絶体ないとは言いきれないことは残念です。これらの誤つて課税されている場合は税務課へ書類でお申出下さればば早速調査し、訂正処理をします。また苦情をもつてこられる方の中には思い違いをしておられご説明すれば納得される場合が多くありますので疑問があればすぐ税務課までお越し下さいなお、毎年三月一日から二十日まで、課税台帳の縦覧（今月二十日まで市役所または出張所で縦覧しています）を行いますから、この期間に台帳を見ていただいて所有固定資産に誤りがないかどうか、評価額は適正かどうかを確めていただき、公正な課税にご協力下さるようお願いします。

（税務課）

所有者に課税を

（固定資産税）

縦覧は二十日まで　固定資産課税台帳
税務課では、今月一日から固定資産課税台帳の縦覧を行っています。
今年は地方税法で定められた基準年度で、今年決定した土地、家屋の評価は特別の事由のない限り、昭和三十三年度から三十五年度までの三年間原則として据置かれます。特に今年の評価は、建築費の変動その他相当の改正が加えられていますのでせび期間内に台帳をご覧になつて固定資産の評価が時価に比較して高いと思われるときは、今月三十日までに固定資産評価審査委員会（税務課内）に審査の請求をすることができます。審査請求は税務課で、所定の用紙を受け、具体的な事由を記入して必ず期日内に提出して下さい。
縦覧期間中は出張所区域の方々にご便宜をはかり、つぎの日程により各出張所で縦覧に供します。
五日（水）
▽龍華出張所　安中、檀松、渋川、太子堂
▽大正出張所　北木ノ本、木ノ本、南木ノ本、太田、沼
六日（木）七日（金）
▽山本出張所　山本、中野、小阪合
上之島、福万寺、万願寺
▽久宝寺出張所　久宝寺、三津、顕証寺、佐堂
八日（土）十日（月）
▽南高安出張所　恩智、垣内、黒谷
神宮寺、教興寺
▽曙川出張所　八尾木、都塚、柏村
東弓削、刑部、中田
十一日（火）十二日（水）
▽高安出張所　郡川、服部川、山畑
千塚、大窪、水越、神立、楽音寺、大竹
▽志紀出張所　老原、天王寺屋、田井中、弓削、二俣
十三日から二十日まで
市役所本庁　市内全地域
縦覧時間は平日は午前九時から午後五時十五分まで、土曜日は午前九時から正午までです。
特に三月十六日（日曜日）は平日通り縦覧に供しますので、お勧めなどで平日にご覧になれない方はこの機会をご利用下さい。
なお、日程に掲載していない地区の方は、二十日までの期間中市役所受付で縦覧に供していますので、市税一般のご相談と共に、ご遠慮なくお出で下さい。

皆さんで選ぼう
自治振興委員 日赤正副分団長
改選

市役所と市民の皆さまとの連絡をしていただいている自治振興委員さんの任期は三月中で終りますので、新年度からお世話いただく委員さんを今月十五日までに各地区毎に選んでいただくことになりました。

現在の自治振興委員会は、十七地区二五〇名の委員で運営され、唯一の協力団体として自主的に結成された市民組織です。ご承知のとおり、この会は昭和二十六年に結成されて以来八年間、皆さまの声を市政に反映させるため、色々と市に協力され、いろいろな問題について協議と相互の連絡をとっていただき、各地区では毎月地区委員が集り、また毎月十日には各地区委員長さんが市役所に集って協議されています。

このように自主的に結成され、市の実態を市民に伝えたり、地区民の声や要望を市に伝えていただくなど、堅実な運営を続けている自治振興委員会は、全国でも模範的な市の協力団体として他都市のせん望の的になっていますので今年度も皆さまの手で立派な方を選んでいただきたい思います。

新年度の委員選出については、二月度の定例幹事会（地区委員長会）で決められたとおり、三月十五日まで各地区委員を選出し、地区の役員を決め、二十日までに広報課又は出張所へご報告していただきます。選出方法は、各地区の自主性によって投票による選挙でも、推薦でもよいことになっていて、また、留任も認められています。

従来からこの委員さんの選挙は各地区とも円満に行われ、それぞれ最適の委員さんが選ばれてきました。今回の選出にも市民の皆さん方の良識によって、よりよい市政発展のために立派な委員さんを選んでいただき、明るい八尾市を作るため皆さま方のご協力をいただきますようお願いします。

また、日赤奉仕団の役員は当市の場合、分団長が各地区の自治振興委員となっておられますので、自治振興委員の選出によって同時に日赤奉仕団の分団長が選出されることになります。奉仕団では更に分団長にご協力いただく副分団長さん（各地区で男女各一名）の選出も同時に行っていただくことになっていますのでよろしくお願いします。

一位と四位に

東大阪駅伝競争

去る一月二十六日第二回五市一町東大阪駅伝大会は、枚岡市から松原市まで二十六・三粁のコースで、十二チームが参加して行われましたが、当市代表チームは一般の部（木鍋田、山阪、池内、梶原、元山、僧井）で二位に、中学校の部（高田、桜井、魏田、阪本、藤縄）は四位にいずれも入賞しました。

盛大に結成大会
15婦人団体が参加
婦人団体研修会

市内の各婦人団体では、団体相互の連絡を密にすると共に各単位団体の育成強化に関する諸会いを行い、社会教育の実をあげるために市内十五団体が加盟して「八尾市婦人団体研修会」が結成されました。

この第一回研修大会は去る三月一日の午前十時から用和小学校講堂で開かれ、各婦人会から約六百名が参加し、奈良薬師寺橋本管長の宗教的な信念についての講話と、このたび印度のA・A婦人会議に出席、帰暇された新日本婦人協会玉島照波さんの感謝の言葉があり、その後八尾高校田中校長から映画「黄色い鳥」を上映、研修会を終えました。今後もこのような研修会を再々開き、お互がおおらかな心持で和を崇び、徳を養い、知識を内外団体に求めて婦人の目的達成に努められることになりました。

なお参加されている婦人会はつぎの十五団体です。

竜華婦人会、用和婦人クラブ、高安婦人会、大正住宅なかよし婦人会、むつみ婦人会、八尾婦人会、山本婦人会、曙川婦人会、久宝寺婦人会、木の本なかよし婦人会、南高安婦人会、新日本婦人協会、恵紀婦人会、信貴山口婦人会

一位に岩本幸子さん
母子家庭のど自慢大会

去る二月二十三日午前九時から夕陽丘会館で行われた母子家庭のど自慢コンタール大阪府大会は、各市から選ばれた代表約五十名が参加して行われました。このコンクールへ当市の子供の部代表として参加された岩本幸子さん（竜中三年）は〝月見草〟を歌って第一位になられ、府代表として全国大会に出場されることになりました。

また各区間での記録では、当市の走者二人が一位になり区間賞を受けられました。受賞者は次の通り。

池内吉一郎氏（三区）六・一粁　タイム二十分二十八秒

梶原一男氏（四区）五・六粁　タイム十七分三十八秒

四位に入賞
都市対抗駅伝競走

府教育委員会、都市体育協会主催の第八回都市対抗駅伝競走大会は、去る二月二十三日午後一時から行われ、泉佐野駅下りから堺市役所までの二十七・七粁のコースに府下三十三チームが参加しました。当市代表のチーム（元山、本鍋田、池内、梶山、僧井）は、よく頑張り第四位に入賞しました。

また各区間での記録では、当市の走者二人が一位になり区間賞を受けられました。受賞者は次の通

監査公表

この監査公表は地方自治法第百九十九条第七項の規定により公表するものであります。（係）

出納検査報告

三十二年十二月分の各種経済について、例月出納検査が行われましたが、その概要は次の通りです

出納関係の諸帳簿と収入役が提出した収入計算書との照合の結果は、正確であったが、次の事項については、その執行が妥当でないと思われる。

企業管理者扱分

水道事業所での三十二年十二月の例月出納検査の結果、収支の計数検査では、出納関係の諸帳簿と二件あった。

一、国民健康保険施設勘定で、医師の超過勤務手当を支払っているが、この基準を条例によらず、件数に応じて計算していた。なお診療所長は、三十二年十一月から管理職と定め、特別調整額を支給しているから、超過勤務手当の支給は更に妥当を欠く。

三、診療所看護婦の時間外勤務手当を月額として支給していたが、これも妥当でない。

一、病院事業費の工事請負契約で助役、課長専決規程第二条の院長専決事項の範囲を超える契約が

一、国民健康保険施設勘定で、医師の超過勤務手当を支払っているが、この基準を条例によらず、件数に応じて計算していた。なお診療所長は、三十二年十一月から管理職と定め、特別調整額を支給しているから、超過勤務手当の支給は更に妥当を欠く。

三、診療所看護婦の時間外勤務手当を月額として支給していたが、これも妥当でない。

一、病院事業費の工事請負契約で助役、課長専決規程第二条の院長専決事項の範囲を超える契約が二件あった。